第３　協定債権の弁済等
１　協定債権の弁済
　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、換価代金その他清算株式会社の資産から必要な費用を控除した残額を弁済原資として各協定債権者が有する協定債権のうち元本に相当する額に応じて按分して弁済する。
２　免除
　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　追加弁済
　第１項の規定による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見された時は、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の元本に相当する額の割合に応じて按分して弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
４　債権の移転時の取扱い
　本債権者集会日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

以　上

（別紙省略）

東京地方裁判所民事第２０部

令和７年（ヒ）第１００７号

千葉市美浜区高浜２丁目２番１号
清算株式会社　株式会社大幸
代表清算人　鈴木将司
１　決定年月日　令和８年５月２９日
２　主文　次の協定を認可する。

協　定

第１　通則
１　弁済の方法
　本協定に基づく弁済は、清算人代理柏野弘樹の事務所（東京都中央区新川２－３－４新川田所ビル４０２　柏野弘樹法律事務所）において行う。但し、弁済の方法として、別紙記載の各協定債権者が特定の銀行預金口座宛への振込送金を文書で求めたときは、その指定口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。なお、本協定に基づく弁済日に、上記場所にて弁済金を受領せず、または、同日までに特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めなかった協定債権者に対しては、清算株式会社は、当該弁済金を東京法務局に供託する。
２　端数の処理
　第２・２（１）において算出される弁済金額について１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の権利変更
１　定義
　基準債権額とは、清算株式会社の令和６年７月１７日付の弁済計画案記載の保証協会代位弁済後保全弁済後非保全債権残高（別紙非保全残高欄記載の金額）をいう。
２　弁済及び免除
（１）清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日から１カ月以内に、基準債権額の０．１４％を支払う。
（２）各協定債権者は、前期（１）の弁済を受けたときに、各協定債権の総額から前期（１）の弁済額を控除した残額について、その債務を全額免除する。
第３　追加弁済
　前記第２・２（１）の弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、基準債権額に基づき按分計算によって算定した額を追加弁済する。ただし、按分計算の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において前記第２・２（２）による免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。

以上

千葉地方裁判所民事第４部

令和８年（ヒ）第２号

北海道小樽市銭函５丁目５３番地４
清算株式会社　株式会社江別商事
代表清算人　石井淳治
１　決定年月日　令和８年５月２９日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則
１　弁済の場所・方法
　本協定における弁済は、一般債権者（第２の１において定義する。）の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法、その他清算株式会社と一般債権者とで別途合意する方法により行うものとし、振込送金の方法による場合、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
２　端数の処理
　権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　定義
（１）本協定における一般債権とは、特別清算開始決定日である令和８年４月１４日までの原因に基づいて発生した清算株式会社に対する債権（以下、「協定債権」といい、協定債権を有する債権者を「協定債権者」という。協定債権者について別表１のとおり。）のうち、旧関係会社債権（第３・１において定義する。）、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために特別清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する特別清算株式会社に対する費用請求権を除いたものをいい、一般債権を有する債権者を一般債権者という。
（２）一般債権元本とは、一般債権のうち、利息債権及び損害金請求権を除いたものをいう。
２　一般債権の弁済
（１）弁済
　清算株式会社は、別表２記載の各一般債権者に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、清算株式会社の清算のために弁済が必要な債務（公租公課及び諸費用）の控除後の残余財産を、令和６年９月３０日に成立した、中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づく中小企業版私的整理手続（再生型手続）に基づいて作成された当社の弁済計画（以下、「本弁済計画」という。）で定められた基本弁済後の非保全債権（担保等により保全されていない債権）の額に応じて按分して弁済する。各一般債権者の基本弁済後の非保全債権額は、別表２のとおりである。
（２）追加弁済
　前期第２・２（１）による弁済の後、新たな財産が発見された場合は、清算株式会社はこれを速やかに換価し、別表２記載の各一般債権者に対し、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を、本弁済計画に定められた基本弁済後の非保全債権額に応じて按分して弁済する。
３　債務免除等
（１）一般債権元本
　前期第２・２（１）の規定による弁済をしたときには、清算株式会社は、一般債権元本額から既弁済額を控除した残額すべてについて、その債務の免除を受ける。
　また、清算株式会社が、上記債務免除の効力発生後に前期第２・２（２）の規定により追加弁済を行う場合は、各追加弁済の限度で、上記債務免除の効力は債務免除時に遡って失われる。
（２）一般債権元本以外の一般債権
　清算株式会社は、一般債権元本以外の一般債権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
第３　旧関係会社債権
１　定義
　本協定における旧関係会社債権とは、協定債権のうち株式会社コスモジャパンが有するものをいい、旧関係会社債権を有する債権者を旧関係会社債権者という。
２　弁済
　清算株式会社は、旧関係会社債権者に対して、弁済を行わない。
３　債務免除
　清算株式会社は、旧関係会社債権全額について、本協定認可決定確定時にその債務の免除を受ける。
第４　共益的債権及び優先債権の弁済
　清算株式会社は、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般の優先権がある債権並びに裁判所から支払いの許可を受けた債権は随時に弁済する。
（別表省略）

札幌地方裁判所小樽支部